

物 品 等 購 入 契 約 書

1 品 名
2 数 量
3 契約金額 金 円 (消費税含む)
4 納入期限 平成 年 月 日
5 納入場所
6 契約保証金 免 除

頭書の物品を購入するについて購入者 社会福祉法人中日新聞社会事業団（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、物品購入契約を締結する。

条 項

（総 則）
第1条 乙は、頭書の物品を頭書の契約金額をもって頭書の期限内に納入しなければならない。

2 納入物品は、見本、仕様書又は図面等によるものとし、明示していないもの又は疑義を生じたものについては、甲の指示に従うものとする。

（納入期限の延長）

第2条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をなすことができる。

2 前項の願い出は、納入期限内に、しなければならない。

3 甲は、第1項の願い出が正当であると認めたときはこれを承認し、第8条の遅滞料を免除することができる。

（検査）

第3条 納入物品は、すべて甲の行う検査に合格したものに限る。

2 前項の検査は、乙が物品を搬入した日から10日以内に行わなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、甲の指定する日時及び場所において、検査に立ち会うものとする。乙は、もし立ち合わないときは検査の結果に

ついて、異議を申し立てることができないものとする。

（不合格品の処置）

第4条 検査の結果、不合格と決定した物品は乙は遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合特に1回に限り、甲は、相当日数を指定して手直しの期間を認めることができる。この手直しの終了したときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

3 甲は、第1項の不合格品があってもその不良の程度が軽微で使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当額減額してこれを採用することができる。

（所有権の移転及び危険負担）

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときから乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

2 物品の容器、包装等は、特別の契約のない場合は甲の所有とする。

（瑕疵担保）

第6条 乙は、納入物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について、無償でこれを補修し、又はこれを良品と取り替える責任を負う物とする。

2 乙が瑕疵の補修又は取り替えに応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために乙に損害を生ぜしめることがあつても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（代金の支払い）

第7条 契約金額又は契約保証金は、検査に合格した後乙の請求により甲が適法な支払請求書を受理した日から60日以内に支払い、又は還付するものとする。

2 甲は、前項の期限までに支払わないときは期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ納付すべき金額につき年9.75パーセントの割合で計算した遅滞利息を乙に支払わなければならぬ。

（遅滞料）

第8条 乙は、期限内に物品の納入を終了しないときは納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ未済部分に相当する金額について年9.75パーセントの割合で計算した遅滞料を納付するものとする。

2 第4条2項による手直しが指定した期間後にわたるときは、前項の規定により遅滞料を納付するものとする。

3 前2項の遅滞料徴収日数の計算については検査に要した日数はこれを算入しない。

（契約の変更）

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ契約金額又は納入期限を変更する

（甲の解除権）

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、

この契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙からこの契約の解除の申入れのあったとき。

(3) 乙がこの契約条項に違反したとき

(4) 甲が行う物品の検査に際し、乙又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があつたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、甲は、履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることもある。その他のものについては乙は遅滞なく引き取るものとする。

（違約金）

第11条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

2 乙は、前項の違約金のほか、甲に損害を及ぼしたときは、その損害額は甲乙協議のうえ定める。

（物価の変動）

第12条 契約締結後において物価の変動があって契約金額が著しく不当となった場合は、その事情に応じて甲乙協議のうえ契約金額を変更することがある。

（権利義務の譲渡）

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

（協 議）

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日
愛知県日進市岩崎町竹ノ山 149-164
社会福祉法人 中日新聞社会事業団
中日青葉学園
理 事 長 小 出 宣 昭

乙